

審議事項（ 7 ） - 1

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

関連当事者開示の検討状況（第4回）

1. IASB との第3回コンバージェンス会合

質問事項等

- ・ 主要な子会社の役員が関連当事者（主要な経営陣）に該当するか。
- ・ 開示対象外の規定方法を政府、公共事業体、金融機関等という組織属性で規定している理由は何か。
- ・ 関連当事者に係る不良債権の開示は、個別開示ではなく、関連当事者区分ごとの開示か。
- ・ 外見上は第三者との取引であるが、実質的には関連当事者との取引である場合は、実質判断に係る規定で対応しているのか。
- ・ 従業員の退職給付制度を関連当事者に含めている理由は、会社経営者が実質的に支配している場合を想定しているのか。
- ・ ASBJ からの指摘に基づく IAS 第 24 号の改正については、どのようなスケジュールで考えているのか。

IAS 第 24 号との相違点

- ・ 主要株主 *
- ・ 近親者の定義
- ・ 関連当事者開示の開示対象外の規定方法 *
- ・ 役員報酬 *
- ・ 連結財務諸表提出会社における個別財務諸表での開示 **

(注) * 本公開草案が米国基準 (FAS57) と同じ対応をとっているもの

** 米国基準では個別財務諸表は開示されておらず、本公開草案でも求めていないもの

2. 公開草案「関連当事者開示」の文案の主な修正点

- ・ 子会社（会社準じる被支配事業体を含む）(5 項 (3))
- ・ 従業員の企業年金（会社とは明らかに独立して運営されているものを除く）(5 項 (3) 、23 項)
- ・ 近親者の定義 (5 項 (7))
- ・ 開示対象外取引の例示 (8 項)
- ・ 子会社の役員（結論の背景：18 項）
- ・ 一般取引と同様であることが明白な取引（結論の背景：33 項）
- ・ 取引条件の開示 ((結論の背景：38 項))

以 上